令和８年度答申第５９号
令 和 ８ 年 ８ 月 ２ ８ 日

諮問番号　令和８年度諮問第１４号（令和８年５月２５日諮問）
審 査 庁　内閣総理大臣
事 件 名　賃貸型応急住宅入居不可決定に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理　　由

第１　事案の概要

本件は、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）４条１項１号に掲げる応急仮設住宅として供与される賃貸型応急住宅の入居申請（以下「本件入居申請」という。）をしたところ、石川県知事（以下「処分庁」又は「県知事」という。）が、審査請求人は自らの資力で住宅を得ることができない者に該当しないとして、入居不可とする決定（以下「本件入居不可決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令等の定め

（１）災害救助法の適用

災害救助法２条１項は、同法による救助について、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して行うと規定している。

（２）応急仮設住宅の供与

災害救助法４条１項１号は、同法２条１項の規定による救助の種類として、避難所及び応急仮設住宅の供与を掲げている。

災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）３条１項は、救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長が定める旨を規定している。

上記基準として、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成２５年内閣府告示第２２８号。以下「内閣府告示」という。）２条２号は、応急仮設住宅を掲げた上で、これについて、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであると規定し、これに基づき、令和６年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱（令和６年１月４日石川県知事決定。同年２月６日改正後のもの。以下「本件実施要綱」という。）は、令和６年能登半島地震（同年１月１日発生。以下「本件震災」という。）に伴い石川県内に適用された災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げて応急仮設住宅として提供するために必要な事項を規定している（１条）。

（３）入居要件

本件実施要綱６条１項は、賃貸型応急住宅に入居できる者として、当該災害（本件震災）時（令和６年１月１日時点）にＡ市、Ｂ市等に居住する者であって、同項１号及び２号の要件を満たす者を規定している。同項１号は、「当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者」を掲げ、同号②に「半壊（略）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者」を掲げている。同項２号は、「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」を掲げている。

また、災害救助法に基づく救助の実施に関する具体的な運用について定めた災害救助事務取扱要領（令和５年６月内閣府政策統括官（防災担当）。以下「本件事務取扱要領」という。）の「第１　法による救助に関する基本的事項」の「１　法による救助の原則（２）必要即応の原則」のエは、「現に居住している住家を災害により失った者であっても、比較的経済的に恵まれ、自ら住家を再建できる者や、別に建物を所有し当面そこに居住でき

る者に対しては、応急仮設住宅を供与する必要はない。」と規定し、同「２ 法による救助の性格（２）経済的要件」のアは、「法による救助は、資産又は金銭等の所有の有無にかかわらず、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なもの等を得られないため行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。」と規定している。

（４）入居申込み及び入居者の決定

本件実施要綱８条は、賃貸型応急住宅への入居手続などに必要な事項は、石川県が別に定める令和６年能登半島地震における賃貸型応急住宅に係る事務処理要領によると規定しており、同事務処理要領（令和７年３月５日施行。以下「本件事務処理要領」という。）第２は、賃貸型応急住宅に入居を希望する被災者は、「石川県賃貸型応急住宅入居申込書」（以下「申込書」という。）に必要書類を添付し、当該災害時に居住していた市町に提出する旨規定している。

本件事務処理要領第３は、入居者の決定について以下のとおり規定している。

ア　市町長は、申込者から申込書の提出があったときは、当該申込書及び添付書類（以下（４）において「申込書等」という。）の記載内容を確認し、申込書等を県に送付する。

イ　県知事は、申込書等の内容を審査し、適当と認める場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定する。

ウ　県知事は、賃貸型応急住宅への入居を決定した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居決定通知書」を申込者が被災時に居住していた市町を経由して、申込者に送付する。

エ　県知事は、申込書等の内容を審査し、上記イに該当しないことが判明した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」を申込者が被災時に居住していた市町を経由して、申込者に送付する。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）本件震災の発生を受け、県知事は、令和６年１月１日、Ａ市、Ｂ市等において、災害救助法の規定に基づき救助を行うことを決定し、災害救助法４条１項に規定する応急仮設住宅の供与を実施した。

（諮問説明書、令和８年６月１２日付けの審査庁の事務連絡）

（２）審査請求人は、令和７年１月２４日、本件事務処理要領の定めに従って、

Ａ市内に所在するＣ住宅（以下「本件住宅」という。）に賃貸型応急住宅として入居を希望する旨の申込書等をＢ市に提出した（本件入居申請）。上記の申込書の審査請求人以外の入居予定者の欄には、審査請求人の子２名が記載された上で、うち年長の子については抹消の記載がされている。同月３１日、Ｂ市は、当該申込書等を処分庁（石川県）に転送した。

（諮問説明書、令和８年６月１２日付けの審査庁の事務連絡）

（３）処分庁は、令和７年３月５日付けで、審査請求人に対し、本件入居申請について入居不可とする決定（本件入居不可決定）をした。本件入居不可決定に係る通知書には、本件入居不可決定の理由として、審査請求人は令和６月１月１日以前において自らを借主とする本件住宅に係る賃貸借契約を締結しており、本件震災によりり災したＤ住宅とは別に居住が可能な住まいを有していたことから、本件実施要綱６条１項２号の自らの資力で住宅を得ることができない者に該当しない旨が記載されていた。

また、上記通知書には、石川県に対して審査請求をすることができる旨の教示があった。

（石川県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書）

（４）審査請求人は、令和７年６月１１日付けで、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件入居不可決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（５）審査庁は、令和８年５月２５日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３　審査請求人の主張の要旨

審査請求人からは主な主張書面として審査請求書、反論書（令和７年１０月１５日付け）、反論書前述文（令和８年１月２８日付け）、反論書（同年１月２８日付け）、「内閣府大臣官房総務課企画係」宛て書面（同年３月吉日付け）及び審理員意見書への苦情申立て（同年６月２４日付け）が提出されているものの、その主張の中には、本件審査請求の論点と直接の関係がないものや趣旨が明らかでないものが多数見受けられる。もっとも、諮問説明書及び審理員意見書においては、審査請求人の主張について以下のとおり整理されており、おおむねそのような趣旨であると認めることができる。

（１）審査請求人は、本件震災の被災者であり、Ｂ市にある自宅兼事業所は半壊、解体を余儀なくされ、生活再建・なりわい再建に向け活動していた。

（２）賃貸型応急住宅として入居を申し込んだ本件住宅は、被災前より長男のために賃貸借契約していたものであり、審査請求人は別の場所に居住している。半壊した自宅兼事業所の解体期限が迫っているなか、新たな自宅兼事業所の確保も本件入居不可決定により妨害されており、生活再建・なりわい再建に多大な支障と損害が発生している。

（３）Ｂ市や石川県の一部の職員から、隠蔽工作や個人情報に係る虚偽の情報を流布されており、賃貸型応急住宅の提供を妨害されている。また、Ｂ市や石川県の一部の職員の不正行為等、一連の県知事の対応により、心身ともに疲弊し家族全員が追い詰められた。

（４）被災後は、義援金等も本件住宅の家賃に充てているほか、事業収入も落ちており、家賃の支払が困難であることから、審査請求人は本件実施要綱６条１項２号の「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当する。

（５）本件入居申請は審査請求人、長男及び次男の３名の入居で申し込んでいたが、審査請求人と次男の２名のみで申請されてしまった。また、３名で居住するためには本件住宅では部屋が足りない。

（６）本件入居不可決定により、審査請求人は法的権利又は再建妨害を受け人権侵害までされており、上記（３）記載の職員の違法行為について調査を行い、不正を明らかにし、本件入居不可決定の取消しを求める。審査請求人には正式な権利と被災事実があり、災害救助法に基づき、県知事は速やかにみなし仮設を提供、損害を弁済し、更には審査請求人の行政情報を訂正し、謝罪しなければならない。

その他の主張を含む審査請求人の主張の詳細は、別紙のとおりである。

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

２　審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

（１）本件実施要綱６条１項において、賃貸型応急住宅に入居できる者は、住宅が「全壊」し居住する住宅がない者又は「半壊」し、やむを得ず解体を行う者（同項１号）であり、かつ、「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」（同項２号）とされている。この点について、審査請求人の自宅は本件震災によって半壊し、やむを得ず解体するとされていることから、本件実施要綱６条１項１号の「半壊（略）であっても、住

宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者」という要件に該当すると認められる。

（２）次に、本件実施要綱６条１項２号の「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当するかという点については、処分庁及び審査請求人から提出された主張書面及び証拠書類によると、審査請求人は令和３年４月７日より本件住宅の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結しており、本件住宅の家賃等は審査請求人の口座から引き落とされ、かつ、本件入居申請のあった令和７年１月分の引き落としがあったことも確認できる。以上により、本件賃貸借契約は、同月２４日の本件入居申請時点においても有効な契約であり、審査請求人が本件住宅に居住する正当な権利を有していたことが認められる。

また、反論書（令和８年１月２８日付け）では、審査請求人が本件震災後の事業収入の落ち込みや長男の奨学金等を本件住宅の家賃に充てていることを理由として「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当する旨を主張しているが、本件事務取扱要領「第１　法による救助に関する基本的事項」の「２　法による救助の性格（２）経済的要件」のア（上記第１の１（３））のとおり、生活困窮のみを理由に応急仮設住宅への入居が認められるものではない。さらに、本件事務取扱要領の「第１　法による救助に関する基本的事項」の「１　法による救助の原則（２）必要即応の原則」のエ（上記第１の１（３））の内容を踏まえても、審査請求人が本件震災前から「当面居住可能な賃貸物件を契約している」と処分庁が認定した事実関係の下、「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当せず、賃貸型応急住宅の入居要件を満たさないとした判断について、違法・不当な点は認められない。

（３）なお、審査請求人は、反論書（令和８年１月２８日付け）において、本件入居申請は入居者を３名として行ったと主張する一方で、同反論書内において、２ＬＳＤＫの本件住宅では一部屋が洗濯物干場になるため、３名で居住することは困難という趣旨の主張を行っており、これら審査請求人の主張は齟齬があるように見受けられる。仮に、本件住宅に成人３名で居住するとしても、７８平方メートルの住宅は、社会通念上、生活のための居住空間は十分に確保されるものであり、審査請求人の本件住宅に成人３名が居住することは困難であるという主張は、処分庁が上記（２）の判断をした理由を覆す根拠とはならない。

（４）以上のとおり、本件入居不可決定に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

処分庁による審査請求書等の受領	：令和７年６月１３日
審査庁による審査請求の受付	：同年７月１５日 （処分庁による審査請求書等の受領から約１か月）
審理員の指名	：同年８月２９日 （審査請求の受付から約１か月半）
審理員意見書の提出	：令和８年４月１４日
本件諮問	：同年５月２５日 （処分庁による審査請求書等の受領から約１１か月半）

（２）そうすると、本件では、①処分庁による審査請求書等の受領から審査庁による審査請求の受付までに約１か月、②審査庁による審査請求の受付から審理員の指名までに約１か月半を要したために、処分庁による審査請求書等の受領から本件諮問までに約１１か月半を要している。しかし、上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。処分庁及び審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

（３）上記（２）で指摘した点及び下記３で付言する点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件入居不可決定の違法性又は不当性について

（１）本件では、審査請求人が、本件震災における賃貸型応急住宅の入居要件である「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」（本件実施要綱６条１項２号）に該当するか否かが問題となっている。

（２）一件記録によれば、審査請求人は、令和３年４月７日付けで本件賃貸借

契約を締結し、その後、本件賃貸借契約は更新され、令和７年３月時点においても存続していたこと（審査請求人は、審査請求書（別紙ア）、令和８年１月２８日付け反論書前述文（同ウ）及び同日付け反論書（同エ）において、本件住宅は長男及び次男の大学への進学を考慮して賃借したものであるが、本件震災の発生した令和６年１月１日は、長男が所在不明となっていたことを受けて次男と共に本件住宅におり、その後同日から同年３月２９日頃まで次男と共に本件住宅に自主避難していた、次男は同年４月に大学に進学し本件住宅を使用していた、長男は現在も所在不明である等としている。）、本件住宅の家賃等は審査請求人の口座から引き落とされていること（少なくとも令和６年１月分の家賃について、審査請求人に対して引き落としの予告通知がされている。また、審査請求人は、令和８年１月２８日付け反論書（別紙エ）において、本件住宅について「家賃等は私の口座から（中略）引き落とされている。」としている。）が確認できる。

このように、本件震災以前から本件入居申請及び本件入居不可決定時点に至るまで本件賃貸借契約が存続していたことを踏まえると、審査請求人は、本件実施要綱６条１項２号の「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当するとは認め難いというべきである。

（３）審査請求人は、自宅兼事業所が被災し事業の売上げが落ち込んでいることや、本件震災後は義援金等を本件住宅の家賃に充てていることから、自らが本件実施要綱６条１項２号の「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当する旨主張する。

しかし、賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅は住家の全壊等により「居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの」に供与等をする旨の基準を定める内閣府告示２条２号（上記第１の１（２））及び本件事務取扱要領「第１　法による救助に関する基本的事項」の「１　法による救助の原則（２）必要即応の原則」のエ（上記第１の１（３））を踏まえると、被災住宅とは別に、本件震災前から賃貸型応急住宅への入居申込みに対する入居不可決定に至るまで継続して居住可能な住宅を賃借している者について、生活困窮のみを理由に「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者」に該当するとし当該住宅への賃貸型応急住宅としての入居を認めることは、災害救助法の適用の在り方として想定するところではないものと解される。

（４）したがって、上記（２）のとおり、本件入居申請について入居不可とした審査庁の判断（本件入居不可決定）に、違法又は不当な点は認められず、当審査会に提出された証拠書類等を含む一件記録を精査し、審査請求人のその他の主張を考慮しても、これを覆すに足りる事情は認められない。

３　付言

（１）本件入居不可決定の不服申立ての教示について

本件入居不可決定通知書には、石川県に対して審査請求をすることができる旨の記載がある（上記第１の２（３））。しかしながら、本件入居不可決定に係る不服申立先は、内閣総理大臣である。処分庁においては、事案に応じて通知書の記載を確認し、このような誤った教示をしないようにする必要がある。

（２）証拠書類等の提出を受けた旨の通知について

本件審査請求において、審査庁による令和７年９月２６日付け事務連絡「弁明書の送付及び反論書等の提出について」には、行政不服審査法３２条２項の規定に基づき処分庁等から提出された証拠書類等についての記載がない。同法３８条１項は、審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等の閲覧又は写し等の交付を求めることができる旨規定しており、それを受けて、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和４年６月（令和８年５月改訂）総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）第２編第３章７イは、「他の審査請求人又は参加人に当該証拠書類等の閲覧等を求める（中略）機会を保障する観点から、これらの者に対しても、証拠書類の提出を受けた旨を連絡することが望ましい。」としている。

そうすると、審査庁が上記の令和７年９月２６日付け事務連絡において、処分庁等から提出された証拠書類等についての通知を行わなかったことは、審査請求人の証拠書類等の閲覧等の機会を保障する観点からは不十分であったといわざるを得ない。審査庁においては、本件ガイドラインの意義や内容等について理解を深め、審査請求に係る事務が適切に処理されるようにすることが期待される。

４　まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第１部会

委　　員　　八　　木　　一　　洋

委　　員　　野　　口　　貴　公　美

委　　員　　村　　田　　珠　　美

別紙　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の概要は、審査請求書、反論書（令和７年１０月１５日付け）、反論書前述文（令和８年１月２８日付け）、反論書（同年１月２８日付け）、「内閣府大臣官房総務課企画係」宛て書面（同年３月吉日付け）及び審理員意見書への苦情申立て（同年６月２４日付け）によると、おおむね以下のとおりである。

ア　審査請求書（令和７年６月１１日付け）

（ア）審査請求の趣旨

・　Ｅ部Ｆ課の令和７年３月５日付けの審査請求人に関する文書番号ａの事実無根の石川県賃貸型応急住宅入居不可に関する処分の取り消しを求める。

・　職員や関係者の違法行為についての調査を求める。

・　当方は、生活再建・なりわい再建に向け活動していた。近隣の護岸は崩壊し道路は冠水する仮護岸工事の為に交通制限がかかり地面は液状化の為に、罹災証明は半壊で解体を余儀なくされている。再建には地盤改良が必須との事、しかも護岸再建めどは２０２８年とのこと。解体すれば収入は無くなるが解体期限が迫っており通常生活や稼働が危険を伴い難しい。

・　震災前２０２３年１２月より、私が長男の為に賃貸契約した物件があるにも関わらず、Ｇ社の物件に入居させられたＨ大学Ｉ学部４年の長男が行方不明となり１年７か月が経過した。長男は以前より体調不良でＨ大学チューター教員に２０２２年相談。相談室を紹介されず自力で受診したところＪ病院で適応障害の診断を受け長男に睡眠薬を処方し親と離れろとＫ医師は指示した。長男に「Ｌになれない」と体調悪化させる暴言も吐いた。

・　長男母校のＭ会でも名簿が届かなかったり住所が旧住所だったり手紙を書いても返信が無かったりした。私は長男、次男受験時は決まって歯科治療で酷い虐待を受け仕事も制限し治療を必要とする集団で組織的な医療過誤に長らく遭っている。子らは恐怖を感じていた。

・　Ｈ大学Ｉ学部学生支援委員長のＮ教授やＯ学務のＰ課長、Ｑ会のＲさんからも侮辱や暴言をはかれた。長男について相談したいと２０２３年８月からチューター教員に申し出ていたのに断られ返信も全くなくＳ展

で無視された。

・　その後、長男はG社の物件へ入るも家賃や生活費の滞納がみられ、こちらに業者より連絡が入る。長男チューター教員、N教授、O学務課長（現在は部署変え）Q会R事務は再三の相談に全く対応しなかった。

・　その後、長男は留年、かからないはずの学費を請求され２０２４年３月で除籍されそうになった。大学本部や警察に相談、捜索願を現在も提出中である。問題になりチューター教員は退社。しかしN教授は「捕まってもよい」など、長男をT病院精神科のU医師に長男を受診させるも保護者には全く連絡が無かった。そして長男を「精神科へ強制入院させる」とLの立場や学生支援委員長の立場を利用し違法行為を行っている。

・　長男は生まれた時からアレルギー体質だった。また、G社も長男が家賃や生活費を支払えないのに賃貸契約を解約させず昨年度は受診歴がある事を知りながら留年させ２０２５年４月からも長男は休学となった。

・　これらの一連には幼少期より長男父親や私の母や兄夫婦が私の子らのお世話に非協力的で１年に一度お正月の３時間だけ実家に子らと入ることが出来たが兄夫婦はお年玉等ももてなしも無いし２０年近く会話も無かった。

・　そして、仮設申込みには全く関係のない「長男や次男の虚偽話」を石川県E部のV、W、Y、らは私に繰り返し、B市役所Z課のAAと名乗るものやBB課長、CCは令和６年１月より私に仮設提供を断っていた。その時も事実無根の理由をでっち上げ支援拒否した。これは激甚指定災害救助法に違反する行為である。

・　現在も長男は健康診断を受け看護や治療が必要かもしれない状況だが学生支援より放置されている。今回の仮設入居も事実無根の理由で断られている。次男の為の学生アパートとして長男が２０２３年１２月まで住まいしていた物件を自主避難先として２０２４年1月１日より３月末まで利用した。その後、次男がH大学I学部に入学し、私はB市の自宅へ戻り次男が学生用に以前、長男が住まいしていた物件に継続。その中で長男が見つからず申込期限が迫ったので私と次男のみ仮設の申し込みをした。被災地のB地では周辺状況もあり稼働も少なく経済的にも大変な中、石川県庁の職員やB市役所の職員は「どうなっても知らない」「長男は大学を除籍されたでしょ」などと言い張る。しかも、F課のWと名乗るものがVの指示で不正に次男の為に賃貸契約している部屋の契

約書を取得し、その個人情報を「私がみなし仮設を一人で使用しているとして」漏洩させた。こちらには２月１９日に仮設のお断りメールがＷより届いていた。しかし生活再建を支援する団体からの訪問や石川県庁からの封書で、私が次男の住まいに仮設住宅を利用していることになっており個人情報が漏洩されている事に気づく。なんの意味があってそれを行ったのか？その金銭はどうなっているのか？それらをＦ課や警察や総務や知事室へ連絡したところ、３月１３日に不可決定封筒が届いた。あからさまにそれらの意地悪を楽しんでいるように言葉遣いも悪いし謝罪もない。「ばれないばれない」などとも言っていた。しかも今後の支援はこの虚偽の通知書により困難。速やかに処分の撤回と新たな住まいを確保したい。これでは解体も再建も出来ずトラブル対応に手間暇かかり、こちらへの業務妨害や信用棄損や私の所属団体の信用棄損にも繋がる。私や子らへの人権・権利侵害にもあたる。

・　一日も早い長男の安否確認と健康診断、清算。そして再建に向け行動しても一つ一つにトラブルが勃発。相当な時間がかかり虚偽の噂まで流され大変迷惑している。また、Ｂ市役所のＺ課のＢＢ課長、ＡＡ、ＣＣ職員が言いがかりをつけ支援を断ってくる。Ｂ市ＤＤ課のＥＥやＦＦ課のＧＧ、ＨＨも妨害をした。ＤＤ課は、こちらの解体データを削除したりした。これらも違法行為である。解体許可証を提示すると「解体できるがＩＩ協会会長に電話してくれ」と携帯番号を渡される。確認の為に事業所へ連絡したら「会長の番号ではない」と事務員に言われる。他にも近隣で不審なことや危険なことが相次いだ。近隣は一部損壊の罹災診断に不服のようで嫌がらせを半壊や災害関連死で大金をもらえると僻まれた。こちらは親族より正当な分配もされていなく困っている。親族に県のＪＪ課職員がいるとの事。相手方の嫌がらせで警察沙汰にもなった。また、私の親族が相続に応じず父の金銭を持ち逃げしたまま登記を行わず前に進まない。相手方はことある毎に警察や弁護士や弁護士会や市職員や県職員や金融機関職員や近隣住民や知人・友人を利用し周囲を巻き込み加害者が増える一方で収集が付かなくなっている。被害届を出すよう県警に促されたがＢ署が受理せず事態は悪化。みなし仮設を利用するのに何故かＥ部Ｆ課・Ｖ、Ｂ市Ｚ課のＡＡやＢ市役所相談担当弁護士のＫＫ法律事務所ＬＬ弁護士、Ｇ社マネージャーのＭＭが「長男は大学を除籍されている」「次男は高校生」などと口を揃えているのが不審であ

る。

（イ）審査請求の理由

・　本件処分により、審査請求人は法的権利または再建妨害を受け人権侵害までされている。被災地では正常に業務を行えない又は何らかの不当な利益を図ろうとする行為が目に余る。全国や世界からご支援戴いたご好意を踏みにじる行為はあってはならない。

・　この仮設申込みにより明らかになった件が多数ある。虚偽の話を広めているのは歯科医師関係者や親族からも以前から被害にあっており長男や次男も迷惑を被っている。また２０１４年に私が原告の離婚裁判判決の内容は元夫のＤＶ等があった。しかし私の名前で次男の住所を公開しＶやW、Ｙは私家族を危険にさらした。長男の学資保険を元夫やその親が無断で解約し２０２１年に返還を求める調停を行っているが返金が無い状態だった。それにも関わらず、警察の一部やG社、H大学学生支援委員長Ｎらや事務員の一部は正しい情報を確かめず長男を更に追い詰める。事態が悪化すると加害者らは保身を図っている。長男が行方不明になる前に学内で孤立していた。このような県職員、市職員、大学と提携を結んでいる不動産、学生支援課などが教育妨害を通り越し破産や留年に追い込んでいることが驚きである。震災の前の行政職員のモラルやコンプライアンスを確立してほしい。そして速やかな生活再建・生業再建のご支援を希望します。不審人物の調査をお願い致します。

（ウ）処分庁の教示の有無及びその内容

・　審査請求は添付のとおり請求先の記載が無く、Ｆ課に連絡すると「知事にゆえ」との事、Ｂ市役所の封筒に入っているにも関わらずＢ市Ｚ課のＡＡは審査請求の提示も無かった。開示すると添付文書の通り。関連提出書類が多数だが、これでも一部である。また相続人である母や兄は虚偽の説明を周囲に繰り返し我が家の生活や健康も脅かしている。

・　「審査請求書類は知事室に送付してください」と行政課にも促された為、知事室に直接の送付と致します。

　基本的には、問題のある職員や業者や関連人物に対する適切機関への報告は必要かと思われますが県政や復興の妨げになるような事態は望んでおりません。

・　Ｂ市役所職員や石川県庁Ｅ部の職員にも速やかな訂正があれば問題ないと数か月前から私から再三促しましたが対応が無かった為、この度の

審査請求となりました。本来はこの時間もロスタイムです。速やかな対応を宜しくお願い致します。

イ　反論書（令和７年１０月１５日付け）

（ア）弁明書の「審査請求の趣旨に対する弁明」の項について

・　本件は正式な権利と被災事実があり、災害救助法に基づき、石川県知事は乙に対し速やかに、みなし仮設を提供し、損害を弁済し、乙の行政情報を訂正し、謝罪しなければならない。

・　乙は現在、解体期限が迫っており、自宅兼事業所の確保が本件により妨害されている。当社や我が家の、なりわい再建、生活再建に多大なる支障と損害が発生している。

・　これら一連の石川県知事の対応により心身ともに疲弊し家族全員追い詰められた。乙の長男は行方不明であり、次男の生活や学業にも支障が出ている。

・　乙の自宅兼事業所は罹災証明で半壊、近隣護岸は崩壊、能登豪雨でも被害に遭った。また、震災後の地盤沈下により満潮時は降水量に関係なく道路冠水する。これにより稼働は、治療被害前、コロナ禍前、震災前の売り上げの６％である。それに加え、近隣の解体や家屋工事での騒音や道路交通妨害、被災地での詐欺未遂被害、自宅や事業所への不審人物による侵入被害、車や自転車の損壊被害、そして２０１９年3月１８日より歯科治療被害において誤情報が弁護士により流布され治療がストップし、長年の体調不良に見舞われているが治療を拒否されている。罹災証明の半壊でＲ７年６月まで治療無料だったが、それでも拒否され完治しておらず生活や仕事に多大な支障が出ている。その件を、当時の石川県ＮＮ相談担当のＯＯに２０２３年相談したところ、２０２３年１２月より長男は行方不明になった。そして、石川県ＪＪ課職員、Ｖ、Ｙ、自称、応援職員のWにより、みなし仮設に関係のない、長男失踪前に長男用に、乙が、学生用賃貸していた物件の賃貸契約書を不正に入手した。そして過去の、その賃貸契約書を用い、「乙が住まいしているとみせかけ不正に、みなし仮設を乙に断り、そして、石川県被災者情報には“乙家族にみなし仮設を提供している”と虚偽の登録をした」その誤情報が石川県警や石川県庁の他課、Ａ市、民間の支援団体へ流布され、警察も含む各所より連絡が入り、石川県職員の不正行為が発覚した。その情報は主に、Ｂ市、石川県のＪＪ課職員及びＥ部の出入り業者や、石川県教

育委員会情報、ＰＰ町内会、Ｂ市社会福祉協議会、その関係弁護士等（以下、X）で流された。そして乙の長男である、H大学Ｉ学部生のＱＱに対し、Xは、「ＱＱは大学を除籍された」と虚偽の流布を、乙の次男であるH大学Ｉ学部生のＲＲに対し、「ＲＲは高校生で受験期」と虚偽の流布と次男が大学受験期とXは誤認し、悪意に次男の受験を妨害した。また、乙に対しXは、当初は「長男の自宅で２０２１年４月より間借りして住まいしており、あんたは働いていない精神疾患者だ」と、とんでもない侮辱と名誉を棄損し、乙の所属団体の信用も棄損した。

・　また、石川県ＪＪ課Ⅴ課長の指示でＹ係長、応援職員の自称W（以下、Y）は共謀し、みなし仮設申請に関係のない、長男学生用賃貸物件の賃貸契約書、その他の個人情報一式を、乙が「他者の個人情報も含まれている為にマーキング後に持参する」とＹに提案したにも関わらず却下し、乙や他の個人情報者に断りなく、ＳＳ社のＴＴ職員と共謀し、不正取得し個人情報保護法違反にあたる行為を行った。またＹらは、行政情報に虚偽の流布をし、乙や乙の家族、乙の事業所に対し、震災支援を妨害し乙や乙の所属団体の名誉と信用を棄損した。この内容は、石川県知事室や総務課、石川県警には既に報告した。知事室や行政課や総務課は、「審査請求を知事室へ送付するように」と乙に説明し、乙はＲ７年６月１２日までに送付した。その際に、この一連の証拠書面や画像、写真等１６０頁以上の水色の表紙のバインダーファイルで添付した。しかし、全く石川県からは連絡が無かった。複数回問い合わせるとＲ７年７月９日、石川県Ｅ部Ｆ課の電話より自称、課参事ＵＵと名乗る若い女性より乙に架電があった。その後も回答も対応も連絡が無く、同年７月１０日、７月１５日、９月２８日に連絡したところ「資料は国に送ったのでこちらは関係ない」などと、問題放棄した。この件を、知事室へ知事が本当に承知なのか複数回確認した。しかし、引き続き、生活再建には対応せず国とやり取りするよう、専門家でも無い被災者の乙に強要した。それにより、石川県知事の乙に対するハラスメントは、それを通り越した我が家への殺人行為である。だが、乙の親族や関係者への反勢力の陰謀である可能性も否定できない。この件については、精査する必要がある。

（イ）弁明書の「本件処分の内容」の項について

・　乙は、２００８年１２月よりⅤⅤサロン、２００９年よりWW講師、２０１１年よりＸＸ認定教室、２０２２年よりＹＹ協会代議員を務めて

おり、２０１４年９月より離婚裁判判決において現在、H大学Ｉ学部学生の長男、QQ、次男、ＲＲの親権者である。同時に乙は、乙の長男、次男の大学保護者であり、ＺＺ会準会員である。

・　しかし、２０２３年１２月６日以降、長男は、G社のＡＡＡ担当者より強制的に賃貸契約を締結させられ行方不明になった。２０２１年４月７日より、長男の為に賃貸契約していた学生用物件がC住宅である。そこでの生活は長男の日本学生支援機構給付奨学金約６万円と離婚後の養育費３万円（２０２２年終了・学資保険４３０万を父、ＢＢＢにより搾取され２０２１年１０月返還要請調停をＣＣＣ裁判所で行うも不調で未返還）と、乙のサポートで賄っていた。

・　しかし勉学が一番大変なH大学Ｉ学部２年次、４年次はアルバイトが困難であり、なるべく学生のサポートに努めて欲しいと、Q会の保護者懇談会で学長、副学長、大学教授より、入学以来複数回ご教授頂いた。そして現在のＤＤＤ学部生は年々、学識が向上し勉学が大変であることも再三に渡りH大学より説明を受けている。

・　その現状を、G社のＡＡＡに再三伝えるも理解しようとせずに自身の売り上げを優先させ、学生を困窮に陥れ長男は精神的に疲弊し（T病院精神科受診履歴あり）大学不登校になり失踪。H大学Ｉ学部、Ｎ教授、当時のO学務Ｐ課長によると、長男は２０２４年７月上旬までは登校していたが、その後連絡が取れなくなり、H大学より“２０２４年７月２６日付け長男、音信不通”の文書が届いた。

・　G社は２０１７年H大学と前の学長時に一部業務提携していたが、２０２４年５月７日にH大学Ｉ学部、当時の学部部長、課長、Ｎ教授と面談時に確認したところ「G社とH大学は関係ない」とのことだった。この回答を経て、２０２４年５月３１日より長男、QQ行方不明の捜索願を石川県警ＥＥＥ署に提出し受理された。その後、２０２４年７月２９日、G社へ石川県警が複数回、長男の安否を確認した。しかし、G社は応じなかった。他にも様々な経緯があり、G社マネージャーMMやＦＦＦ、他、職員は、乙の長男、QQを拉致し保護者の乙に引き渡さず、現在も拉致を続けており、乙の長男は家賃を払えないのに解約させてもらえず、生活費を滞納し困窮し心身状態も思わしくなく、現在はH大学を休学中である。

・　上記の問題を、ＧＧＧ協会に２０２３年１２月～現在まで複数回相談

した。石川県のＧＧＧ資格に関する部署であるＪＪ課には２０２４年８月～相談した。しかし、この件はいんぺいされた。その時の石川県のＪＪ課職員が現在の石川県Ｅ部Ｆ課のグループリーダー、Ｖ、他である。そして、G社はこの事実を隠蔽する為に、石川県やＧＧＧ協会に虚偽の説明を繰り返し、「乙の長男は大学を除籍され社会人である為に契約に問題ない」などと、乙の長男の人生や健康を崩壊させた。

・　G社は石川県Ｅ部の「みなし仮設や生活再建においての協力業者」であり、乙が２０２５年１月２４日にＢ市Ｚ課ＡＡ担当者へ長男の行方が分かっていないが申請期限が迫ったのでみなし仮設を申請しＲ６年よりＢ市長より解体許可が出ている為に、解体の準備を行った。しかし、虚偽の情報を流布され乙は、みなし仮設を石川県Ｅ部Ｆ課の自称、W、Ｙ（当初はＹ′と偽名を名乗っていた）、Ｖによって阻まれた。他にも、それに共謀しＨＨＨ協会ＩＩＩ担当者（ＪＪＪ社）らによって、「乙の自宅は解体せず売却予定」とされた。

・　他にも、Ｂ市ＤＤ課のＥＥ職員により乙や乙の実母であるＫＫＫ（ＬＬ美容室代表）とＲ６年３月２４日災害関連死した乙の実父のMMM（ＮＮＮ連盟、ＯＯＯ美術協会、ＯＯＯ美術館所蔵作品制作者MMM）（以下、乙父）の自宅の公費解体データを削除した。この一連で乙や乙の実母（以下、乙母）の解体が妨害されている。

・　乙母は乙父が亡くなり、乙の実兄家族による裏切り行為などにより心身喪失状態でまともに話が出来ない状況で失踪中。また乙兄家族も同様である。

・　乙の自宅兼事業所は、土地建物の登記が乙父であり、乙母や乙兄は、乙の自宅兼事業所は乙の登記にせよと乙に震災前より迫っていた。しかし失踪し頓挫している。この件は、Ｘが関わっている様子でＲ６年１１月Ｂ市地域包括支援センター依頼の無料相談弁護士、ＰＰＰ弁護士会所属ＫＫ法律事務所ＬＬ弁護士と面談した際に、乙はＬＬ弁護士より「乙の長男は大学を除籍されている」と聞いてもいないのに乙に説明した。しかし、乙とH大学と石川県警とＢ市役所、石川県庁とのやり取りを知らないＸ代表のＬＬ弁護士に乙の長男や次男の大学在籍書を示したところ、舌打ちし、「どこから入手した！」などと恫喝した。この件も警察に報告済である。

・　これが、みなし仮設についての一連の事件の一部の概要である。

（ウ）弁明書「本件処分の理由及び経緯」の項について

・　上記のとおり、Ｘは災害救助法違反、個人情報保護法違反、乙長男拉致及び乙の事業や乙親族に対し多大なる損害を加え生活や事業や学業を妨害し、乙や乙の親族に対し名誉棄損、乙所属団体や乙親族在籍大学や付属団体に対し信用棄損を行った。

・　証拠書類は一部であるが、１６０頁以上提出済である。石川県が内閣府に送付した証拠書類の確認を行っている最中である。本件について公務員法に基づき通報及び処分を行う必要がある。不明な点は引き続き連絡をお願いいたします。

ウ　反論書前述文（令和８年１月２８日付け）要旨

・　令和７年１１月１７日付けで送付しました内容通り、石川県被災者データベースを開示しました。そうすると私の誤情報掲載や個人情報保護が保たれていなかった為に石川県へ訂正請求を行いました。すぐさま訂正してくださった課もありましたが、引き続き、Ｅ部Ｆ課Ｖ・ＵＵ担当や一部Ｂ市職員は訂正や開示を拒否しております。

・　２０１３年９月１４日付ＣＣＣ裁判所において離婚裁判判決で親権者は私。この事により私以外の者は、私の子等の行政手続きや学校手続きや賃貸契約を締結出来ません。そして私は、子等の学校保護者でもあります。

・　離婚裁判判決が出てからも元夫や、そのパートナーや関係者からの嫌がらせが現在も続いている。私や子等は度々危険な目に遭ってきた。そして元夫は裁判官の取り決めた養育費を支払わなかったので、私は元夫の勤務先に元夫の給与を差し押さえた。

・　２０２１年４月に私の長男がＨ大学Ｉ学部へ進学した。毎月の養育費各３万円も２０歳になると終了する事から、私や私の長男は元夫に対し「学資保険満期全額の返還請求と慰謝料を請求する調停」を２０２１年１０月に申し立てた。裁判官が１回で不調とし元夫に「全額支払うよう勧告した」しかし、一円も支払われなかった。その後、元夫やそのパートナーや子等が私親子に対する虚偽の流布を周囲や行政やＱＱＱ新聞（令和６年２月、３月）にも流し続けた。

・　私親子はカサンドラ状態が現在も続いている。その後、長男や次男は周囲からの嫌がらせによる体調不良に陥った。私は元夫の関係者の歯科医より治療を通し過失致傷を度々被っており、生業であるエステティック業務の施術を、それが起因である体調不良や重度の皮膚炎により行えない時期

が長く続いた。その事から、売り上げが２０１５年5月、ＲＲＲ地にて、サロンリニューアルオープン時より２０１８年までに半分以下に落ち込んだ。その後、治療をしながら子育てと事業を続けていたがコロナ禍になり営業収入は更に落ち込んだ。

・　２０２３年１２月下旬までに、G社は、私に無断で体調不良の収入が無い学生の長男に対し、不正契約を締結した。家族と長男を切り離し長男は孤立し判断能力は低下した。拉致に遭い大学も欠席が続いた。現在も行方不明である。この一連で当事業所はサロン業務や講師活動や家事や育児が忙しくても、利益率が伸びにくい最中に様々な被害に遭った。

・　コロナ禍により事業休止も余儀なくされた。その後、コロナ禍が明けてもすぐさま能登沖地震が起こった。そして２０２４年1月１日私の長男が失踪中に能登半島地震が起こる。私と次男は震災時、長男が失踪する前に私が長男のために賃貸契約していた物件を片付け、長男を探すためＡ地に訪れていて助かった。震災発生時、私家族は全員、住民票はD住宅にあり私の事業所登録もＳＳＳ税務署で行っていた。

・　蓄えていた定期を解約し次男がH大学Ｉ学部に２０２４年４月１日に入学するまで、長男が２０２３年１２月まで住まいしていたC住宅（以下物件A）へ私と次男は自主避難することとなった。

・　災害発生時の混乱時に、私はB市役所Z課へ連絡し「みなし仮設を求めたが何故か断られた」その時にB市Z課BB課長が「私の長男が大学を除籍されて働いており長男のアパートに私や次男が間借りして住まいしており、我が家はB市民では無い」などと虚偽の説明を職員へ行い我が家の支援を拒否した。

・　そして、当時のB市ＴＴＴ課で現在の被災者データベースB市担当者のGG、同じＴＴＴ課で後にDD課に異動になったＥＥに「避難住所が、元夫らに知られると危険な為に、我が家の住所はデータで非公開にするよう依頼した」しかし、行われなかった。現在、このようなトラブルに巻き込まれ、被災後、自主避難し子供の大学受験、父の災害関連死、他相続人やその関係者からの嫌がらせ、B市役所や石川県の一部職員からの支援拒否に遭い、事業所も震災後に稼働出来ず、売り上げも相当減少した。そして現在も相当な手間と時間を更に私にかけさせた。このような審査請求でも事実と反する嫌がらせをされている。

・　再三、石川県やB市には「私家族にみなし仮設を提供し誤情報を訂正す

れば審査請求は行わない」と説明を行っても、これを無視しＥ部Ｆ課ＵＵ課参事は、石川県警本部に２０２５年１０月２８日午後６時ころ私を虚偽の通報をし警察官に虚偽の説明を行い、私を犯罪者と誤認させた。これも刑法に該当する。

・　そして、「みなし仮設を私に知事の印入りの通知書で断っているのに、被災者データでは私、失踪中の長男、次男と三名が物件Ａで利用している事になっていた」それに気づいた私が進言すると、Ｅ部Ｆ課Ｖ、Ｙ、複数名は、知事の印入りの公文書を偽造し私に２０２４年３月１２日までに送付した。

・　石川県処分庁より私が虚偽の申請をしたかのような処分通知が到着し、私の名誉と所属団体の信用を棄損した。また、この虚偽の通知書により多大な生活再建・生業再建妨害を受けている。

・　被災した家屋を解体する為に一時避難する「みなし仮設を２０２４年より違法に断られた。しかし、わたしの住所で他者がみなし仮設を利用している様子だ。そしてＢ市や石川県の地図では何故か我が家がＢＢとなっている」これは当初から「みなし仮設を断ったＢ市Ｚ課ＢＢ課長と同じ名前である」ＢＢ課長は、私に一度も説明無く面談も拒否している。そして、私の長男拉致に関わっている人物は全員「Ａ市のＫＫ法律事務所ＬＬ弁護士」と同じセリフを私に向けた。

・　「長男は大学除籍されている」「あなたはＢ市民では無い」「録音がある」など、とんでもない言いがかりをつけ長男の石川県やＢ市のデータを改竄し長男を追い詰めた。そして私家族の生活や長男・次男の勉学を妨害し、私の事業を妨害した。これについてＨ大学、石川県警、石川県、Ｂ市に相談し協力を求め虚偽の訂正は少し進んだ。しかし、引き続き「みなし仮設は提供されていない為に解体を待ってもらっている」再建は全く進んでいないし、長男も未だ見つかっていない。

エ　反論書（令和８年１月２８日付け）

・　２０２５年１月２４日、私の長男、ＱＱの名前も記入しＢ市役所Ｚ課の自称ＡＡへ申請書類の作成と提出をお願いした。しかし、私と次男の二名のみ申請されていた。長男は支払えない賃貸契約をＧ社より解約させてもらえず、行方不明になった。「大学を留年させられ、現在は休学となっている」この事は警察に引き続き捜索願を提出しており、長男が保護され次第、私、次男、長男の３名で利用できるＳＳ社やＧ社以外の不動産物件で

「物件A近郊のみなし仮設」を提供してもらう必要がある。

・　何故なら、G社もＳＳ社も私には説明も連絡も無い。ＳＳ社のＴＴ職員と石川県Ｅ部Ｆ課Ｖは私に断りなく私の賃貸契約書や虚偽の住居者名簿を取得し、それらを行政情報へ拡散させ多大な損害を被った。前述のとおり、日頃から元夫やその関係者らに非公開の私の子等の住所を公開し、公的立場を利用し被災者に正当な支援を行わず恐怖を与えた。そのまま現在も次男の住居は石川県Ｅ部Ｆ課のデータのみで公開されている。また、それを取り消さない。

・　本来は第１２８条行政機関の長等は、行政機関における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ敏速な処理に努めなければならない。Ｅ部Ｆ課Ｖ・ＵＵはこれらを拒否した。

・　震災後長らく怯えた生活をしており精神的・身体的に相当なストレスを被った。ＳＳ社事業部室長ＵＵＵからも説明は無い。速やかに安全な住まいへ移動する必要がある。これが「（２）正当な理由により住居が不可能」に該当する。

・　物件Ａで次男と私は２０２４年1月１日～３月２９日まで自主避難したが、私はD住宅（以下、物件Ｂ）に２０２４年3月３０日までに戻った。復旧作業を行い、次男の大学入学手続きや入学式等を行うために度々、物件Ａと物件Ｂを往復していたが、サロンを２０２４年5月中旬より、冠水や騒音や地震や豪雨等の無い、限定された人数と日程のみ予約開始とした。石川県や特にＡ市では住民以外の不特定多数の出入りがある事業所を集合住宅では行えない物件が大半を占める。Ａ市は観光地でもある為に民泊禁止規制に配慮しているところも大きい。よって、これまでも物件Ａは、子の学生用住居以外で利用していない。そして私はＢ市の物件Ｂで住まいし事業を行ってきている。

・　私は、１９９６年頃より現在の職業を生業としている。当時は都内本部のエステサロン（ＶＶＶ社）WWWのＢ店店長であった為Ｂ地で約３０年顧客に対しカウンセリングや施術を行ってきた。これらの経験から顧客のプライバシーを守る為に「ＶＶサロン」として広告せずにこれまで稼働を行ってきた。

・　Ａ市の物件Ａは、将来的に長男・次男が２名で利用できるように２０２４年４月７日賃貸契約した。それに成人男性である長男・次男が「ＶＶサロン」に施術中に出入りするのは好ましくない。物件Ａの間取りは２ＬＳ

ＤＫである。３名で生活する為には洗濯物干場になっている平面図にあるサービスルームに一部屋は置けない。また、解体を行うと事業継続出来なくなる為に収入が無くなる為に適切な物件で事業継続し生業再建する必要がある。これまで各所へ連絡、相談してきた。２０２５年１２月２６日に条件の良い物件を購入し事業所オープンする計画を立てていた。しかし、また妨害に遭った。この事から、この審査請求が終了し、私家族に「みなし仮設」を提供されない限り妨害が続くとみなした。何故なら、ＧＧＧ協会でG社と私の長男のトラブルが噂になり、G社が虚偽の流布を行った為に、賃貸契約を断られた経緯がある。

・　「みなし仮設」は２０２４年より相談していた物件が現在は空いているが審査が長引くと利用できない可能性が高くなる。入居してもＥ部被災者データベースでは、これまでの経緯で住所は非公開を希望している。

・　ＳＳ社のＴＴ職員とＥ部Ｆ課Ｖは、私に断りも無く不正に私やオーナーや私家族の個人情報を取得し拡散させた。個人情報保護法違反に該当する。

・　上記を行った者が謝罪し、こちらに損害金額を払うのであれば、引っ越しの手間が省けコストダウン出来る為に損害金で当面物件Ａの家賃等に充て、こちらのタイミングで再建が行えれば退去する。

・　今回の相手方弁明書で争点になっている「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない」という点は、該当する。このご説明を複数の角度からお示しする。

①　前述の記載から震災前より「非課税世帯の母子家庭である」

②　物件Ａの家賃等は私の口座からＸＸＸカードの家賃保証を用いて引き落とされている。

③　震災後、当事業所は被災し売り上げが相当落ち込んでいる。支払いが困難である。

④　被災した自宅兼事業所を解体する必要がある。再建には地盤改良が必須だからである。

⑤　Ａ地の物件Ａでは、長男大学入学時より日本学生支援機構の給付奨学金を私が管理し物件Ａ費用の足しにしていた。貸与奨学金については長男が管理しており私はそれを引き出すことも確認も出来ない。私の作成したＹＹＹ銀行通帳に毎月、長男の貸与奨学金は日本学生支援機構より振り込まれていた。当初は紙通帳で確認していたが、突然デジタル通帳に切り替えられ確認出来なくなった。キャッシュカードは長男が利用し

ている。ＹＹＹ銀行通帳はキャッシュカートが無いと現金を引き出せない。これにより長男が行方不明になっても長男の生活費の確認や補充が行えていない。給付奨学金は長男失踪後、ＹＹＹ銀行へ振り込まれ確認できない。

⑥　長男は、G社と不正契約させられた物件は支払えていない。生活費も同様。

⑦　上記の物件は負担である。実際に長男は休学し行方不明で被害に遭っている。

⑧　震災後、義援金や臨時特例給付金を全て物件Ａの家賃や生活費に充てている。これでは長男・次男の大学必要費用を支払えないし生活再建・生業再建費用が圧迫されている。

⑨　長男安否確認し身柄確保を行い必要な治療や負債清算を行う必要がある。H大学Ｉ学部ではQ会が結成されており入学から国家資格取得、卒業までサポートを担当教授と行っている。学長・副学長・教育委員長より毎年、保護者懇談会で説明会が行われている。H大学Ｉ学部では２年次、４年次はアルバイトが困難な程、勉学が大変になる。４年次で全国統一の最初の国家資格ＺＺＺ受験が行われる。そのテキスト代だけでも１０万以上かかる。また、これに合格し実習に入る。同時に授業も行われるのでH大学Ｉ学部では「生徒が勉学に集中する為に親御さんがサポート」という指導を入学時より受けている。大学に入学したから卒業できる訳ではない。国家資格を在籍中に２回受験しなくてはいけない。これにより、G社のような学業を妨害する事業者は処分を受けるに値する。長男は物件Ａより狭いワンルームで物件Ａより高い家賃を請求されている。しかも入居費用が圧迫しＺＺＺテキストが購入出来なくなった。それらを説明してもG社は長男を騙した。直ぐに契約解除し我が家の負担を減らす必要がある。しかし、長男はなんらか洗脳されているようである。

⑩　危険な状況が続いている。公務員法に沿って速やかに通報し学生を救済する必要がある。

⑪　問題が長引いており家計が圧迫している。

⑫　石川県Ｅ部Ｆ課及びＳＳ社及びＡＡＡＡ社が貴殿に提出した賃貸契約書や住居者名簿及び「第３本件処分の理由及び経緯」は全て虚偽文である。私家族は２０２１年４月２６日より現在のD住宅に住民登録し私は

現地で事業し生活していた。行方不明の長男の大学用に当時はコロナ禍もあり物件Ａのオーナーが学生に配慮して下さり家賃が当初から６０，０００だった為に、喜んで賃貸契約を行った。居住費用や生活費用は前述している日本学生支援機構奨学金や元夫が支払うべき養育費３０，０００を合わせて当時は賄っていた。

・　私の事業所は様々な団体に所属しておりＸＸ認定教室では当事業所の住所（ＶＶサロンの為に全住所非公開）や電話番号が２０１２年頃よりＨＰにて掲載されている。また、この団体は内閣府管轄であり認定登録を受けるには現地の図面や登録等を審査し受理される必要がある。リニューアル転居のたびに審査を行って受理されている。

・　また上記の事から、「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない」には我が家は正当に該当する。何故か、母子家庭でもない、仕事も継続出来てボーナスも支給されている被災者が相当数「みなし仮設」を使用し２年を３年に延長し住まいしている。私に提供していないのに他の生活に困っていない家庭には複数提供されている。特にＢ市は役所職員が条件の良い物件にこぞって入居し再建もゆっくり行っている。こちらは「みなし仮設」を提供されていないのに「解体を迫られている」「解体を進めれば住む家も仕事も無くなり物件Ａの生活も成り立たなくなる」と再三、Ｂ市役所Ｚ課自称ＡＡやＥ部Ｆ課Ｖらに説明したが「どうなっても知らない」「荷物は自分で倉庫を借りていれておけ」「ボランティアは使わせない」など、耳を疑うような対応だった。このような矛盾から本件該当職員は、災害救助法違反に該当する。

（請求内容）

１　文書番号ａの通知書は速やかに取り消されるべきである。

２　３名用の物件Ａ近隣で２月中に入居できる「みなし仮設」又は物件を提供してほしい。

３　ＳＳ社やＥ部が事情を理解し、謝罪しこちらに損害金及び解決金を支払えば、再建のタイミングで物件Ａを退去する。現在、物件Ａ住居は恐怖である。

４　この問題が解決せず解体が行われなかった場合は解体費用を追って請求する。

５　この問題が解決せず被災者に対して支援を行わない場合は、災害救助法違反の他に様々な刑法に抵触すると確認した。いずれも軽い罰則では

ない。

責任者はこれらを職員に周知させ研修を行い再発防止に努める必要があると強く考える。

オ　「内閣府大臣官房総務課企画係」宛て書面（令和８年３月吉日付け）

・　石川県Ｅ部Ｆ課Ｖ・ＵＵ職員による個人情報保護法違反に関する苦情を石川県ＢＢＢＢセンターＣＣＣＣ課長へ再度申し立てております。

・　みなし仮設申請時に虚偽の賃貸契約書及び住居者名簿をＥ部Ｆ課へこちらに確認無く送付したＳＳ社ＴＴ職員につきましても、面談実施を要請。石川県警に協力を求め説明責任を果たして頂くよう要望したところ、実施予定でしたがＲ８年２月中旬より連絡が取れなくなっております。未だに状況が確認出来ておりません。

・　Ｅ部Ｆ課の協力業者であったＧ社は、私の長男（Ｈ大学Ｉ学部）に対しＲ５年１２月不当契約を結び、長男に借金をさせ無理な支払いを要求し困窮させ学業妨害を行った。また賃貸契約審査を通すために保証会社へ虚偽の情報で申請し、緊急連絡先を審査が通ったら私以外に書き換えさせ、私（親権者・大学保護者）と長男の信頼関係を破壊し切り離し情報を途絶えさせ判断能力を狂わせた。実質、長男を拉致状態に置いている事を、Ｇ社は石川県へ隠蔽する為に様々な脅迫や嫌がらせや虚偽の流布を私や長男へ未だに行っている。そして被災学生や、その家族の災害救助を妨害した。

・　Ｇ社は、今年１月に私の次男（Ｈ大学Ｉ学部）へ恫喝し、ＤＤＤＤ社で賃貸契約を締結させ、長男と同じ手法で保証会社の審査が通ると賃貸契約書や緊急連絡先を書き換えさせ、次男に対し保護者へ引っ越し先を教えないよう根回しし証人を拉致した。これについてもＤＤＤＤ社へ説明を求めたが若い職員が言いがかりをつけ隠蔽、説明を求めたが連絡が取れていない。契約日は１月２４日だが引っ越しは３月末予定。これらも石川県警へ報告した。

カ　審理員意見書への苦情申立て（令和８年６月２４日付け）

令和８年度諮問第１４号賃貸型応急住宅入居不可決定に関する件についての、内閣府審理員ＥＥＥＥ氏の令和８年４月１４日付審理員意見書の虚偽及びそれについての最新追加証拠提出をもって苦情を申し立てる。

１　この度、審理員ＥＥＥＥ氏の意見書を確認しました。この意見書では事実と異なる記載が多数散見されており、審査手続きの経過を記録や通知と異なる形で説明している。これまで多数の詳細な証拠を提出しているにも

関わらず、その証拠を無視した真実を歪める内容であった。また、これまで審理員とは直接連絡が取れていない。審理員の代理である、ＦＦＦＦ部の防災担当のＧＧＧＧ氏からＨＨＨＨ氏に昨年変更され、長らくＨＨＨＨ氏がこの事件を担当していた。審理員のＥＥＥＥ氏からは一度も私に対して確認や私の事件についての答弁確認は行われなかった。これは「審理員の虚偽や審理手続きの不正」に該当する。ここに審理員ＥＥＥＥ氏へ苦情を申し立てる。また、審理員ＥＥＥＥ氏の虚偽の記載も概要と最新追加証拠を提出する。ここに審理員の虚偽記載の訂正を求め審理員の交替を求める。

２　そもそも処分庁は（元石川県知事）この事件に関わるＩＩＩＩ社とは友好関係にある。毎月ＩＩＩＩ社が発行しているＪＪＪＪ誌では、元石川県知事のコーナーが１０年以上前より掲載されている。問題となるＳＳ社のＴＴ職員と石川県Ｅ部Ｆ課の自称W、Ｖグループリーダー、ＵＵ課参事や、その関連人物が引き起こした事件である。この事から元石川県知事はＩＩＩＩ社や県庁職員や関係者に便宜を図ったことは否定できない。

３　“令和５年１２月～G社から、私の長男にＫＫＫＫ社で３０万借入させ学業でアルバイト出来ない長男に対し契約を締結させ、その後、緊急連絡先を私以外に書き換えさせ長男を脅し学業を妨害した。長男とは連絡が取れなくなり後に行方不明になり大学を除籍されたと虚偽の流布の被害に遭った件”を相談した際に、自称、ＬＬＬＬ、MMMM、ＮＮＮＮから最終的に女性の自称ＵＵより架電があった。当初、ＯＯＯＯ課に所属していたＵＵ担当外で、G社の件で言及した。また「防災担当という若めの男性」からも連絡があった。私の長男の大学除籍に加担し、G社を庇う行為であった。その後、ＵＵはＥ部Ｆ課課参事となり問題を隠蔽し被災者に対し支援を行わず私家族の事業及び学業をも妨害し名誉を毀損する行為を繰り返し私の所属団体の信用も毀損した。自身の罪を隠蔽し私をクレーマーと石川県警に虚偽の説明を令和７年１０月２８日午後６時頃行っている。その後、石川県警署員５名に不当に囲まれハラスメント及び多大な人権侵害を被った。

４　私の兄嫁が当時、Ｅ部で任期付き職員役付きとなっていた。私の隣家のＰＰＰＰさんは「長男とお宅のお嫁さんのＱＱＱＱさんが同じフロアで仕事している」と私に令和６年１０月に説明している。また新聞にも掲載されている。この事件について令和７年２月後半にＥ部職員より時間指定で

架電するよう言われ行った所、ＱＱＱＱが電話を受けたが通話をＱＱＱＱは切断し、その後更なる誤情報が出回った。令和６年３月２４日、私の実父が災害関連死した。それ以降、私の実母や兄夫婦とは連絡が途絶えている。金銭搾取等が確認出来ている。以上の事を踏まえ審理員ＥＥＥＥ氏の虚偽の意見書について説明する。

審理員意見書　参照

①第 ２・１・（１）の項

誤：自宅兼事業所は半壊、解体を余儀なくされ

正：自宅兼事業所は半壊、この事件より解体は頓挫している。また「みなし仮設以外の代替案も無くＢ市Ｚ課のＡＡに放置された」この件をＢ市役所へ再三問い合わせたが長らく対応しない為、Ｂ市議のＲＲＲＲ氏に相談した。ＲＲＲＲ氏の生家と私の生家は隣であり私の祖先から親戚付き合いをしていた為。ＲＲＲＲ氏は令和８年５月に総務省の林大臣に直接、相談しており大臣は「被災者の支援を優先」とお示しくださっている。その後、二回、Ｂ市職員と面談を行ったが問題は解決せず謝罪は無かった。また、Ｂ市長は対応していない。私の所属団体の一つにＹＹ協会がある。そちらで中部ブロック代議員を務めている事から、この事案について相談し“生業再建の妨害を受けている”事を報告。総会では林総務大臣にご臨席賜った。

②第 ２・１・（２）の項

誤：被災前より長男のために賃貸契約したもの

正：被災前より令和３年４月にH大学Ｉ学部に入学した長男と当時、コロナ禍でＢ市からＡ市のＳＳＳＳ高校へ入学した次男が剣道部である為に、防具も嵩張り重くＡ市からＢ市へ出入りするだけで持ち込むなと非難された時期だった。その事から虐めを受けて転校を余儀なくされた生徒がいるエリアだった。次男がそうならないよう立ち寄れるようにした。しかしながら、令和５年１２月に長男は「G社へ拉致され行方不明となった」この事から、震災発生時、長男はC住宅（以下、物件Ａ）を既に退去しておりＴＴＴＴ住宅（令和７年１月までＵＵＵＵ住宅、以下、物件Ｂ）G社の物件に入居している。この事から、物件Ａは入居者不在であった。また、長男は物件Ａで駐車場の賃貸契約を締結しており、その支払いを令和５年１０月から滞納していた。この事から、その当時から、G社の物件にフリーレントで入居していた可能性が高い。

③第２・２・（１）の項

誤：令和６年１月４日から施行し、適当と認められる被災者に対し賃貸型応住宅の供与を行っていた。

正：令和６年１月６日に、Ｂ市Ｚ課へ架電し「Ａ市に滞在中に震災が発生しＢ市に帰れなくなった。次男の高校は１月９日から開始される為に、Ａ市でみなし仮設を利用できるか訊ねると「Ｘさんの自宅は断水しており近隣護岸崩壊し道路は冠水している。ＶＶＶＶ線も線路が損壊し停止しており道路は隆起しタイヤのパンクが相次いでいる。ガソリンの供給も限られておりＢ市に車で通常１時間４０分程度かかる所が震災発生後は４～６時間かかっている。危険なのでＡ市でみなし仮設を利用できる」と職員から確認した。その際に、当時もＳＳ社のＴＴ職員に「みなし仮設の申し込みを依頼した」しかしながら、令和６年２月５、６日にＢ市Ｚ課の自称ＣＣと名乗る若めの男性職員は「あなたは社会人の長男のＡ市のアパートで震災前から無職で間借りして住んでおり、Ａ市民だ。だからみなし仮設は使えない」と意味不明の虚偽の解説をされ断られている。Ｂ市役所職員に確認したがＣＣという職員はいないとしている。当時は震災後から令和６年３月末日まで私の自宅は断水していた。また自宅が傾いて入室出来ず父の葬儀では喪服が取り出せず「着の身着のまま葬儀に参列した」その後、罹災証明が発行され解体申請等行った。一人５万円の義援金申請もマイナポータルで行ったが削除され令和６年５月２２日石川県より架電があり「Ｘさんのお宅の住所で他者が罹災申請し義援金も申請している。再度、申請を行うよう」促された。当時、ＣＣが私に虚偽の説明を行う前にＢ市ＴＴＴ課の当時、ＧＧ、ＥＥ、に対し、離婚裁判で離婚した元夫はＤＶ問題もある為に住民票を開示していない。被災者データに我が家の住所や「みなし仮設で利用する住所」を公開しないよう求めている。しかし、ＥＥは「石川県のラインをブロックしろ！支援は出ない！」と通話を切断した。その後ＥＥがＤＤ課へ異動し私と実家の解体データを削除している。当時の課長より謝罪を受け解体は出来るようになった。しかし、ＥＥからは謝罪が無い。これにＢ市長は対応しなかった。その後、令和７年１月２４日にＢ市Ｚ課のＡＡに「みなし仮設の申請を行方不明の長男と次男と私と３名で１０万利用できると説明を受け申請した」しかし、長男は架線が引かれ削除された。

また、〇罹災証明では半壊〇罹災証明では私、長男、次男記載があり私

が世帯主〇解体許可がＢ市長より令和６年９月２日文書番号ｂで出ており解体世帯は「仮設利用できる」

当時は、仮設も大多数順番待ちでＢ市役所職員もＡ市に「賃貸型応急住宅を利用している」しかしながら、不当に私の自宅の解体を妨害し「みなし仮設の供与を怠った」この事から、「適当と認められる被災者に対し賃貸型応急住宅の供与を行っていない」これらは災害救助法違反に該当する。

④第２・２・（２）の項

誤：民間賃貸物件（物件Ａ）に関して疑義が生じたために、審査請求人に了解を得た上で、物件Ａを仲介する不動産会社に契約状況等について確認を行ったところ

正：物件Ａに関して、Ｅ部Ｆ課の自称Ｗ、Ｙ（県庁説明ではＹ′）、Ｖ、その他複数より迷惑架電が複数回あった。その際も私に賃貸契約書や住居者名簿に記載されている私や私家族や物件オーナーの個人情報の開示を認めていない。必要のない震災発生時以外の個人情報を不正に搾取し、元夫やその関係者のＤＶや子の連れ去りが過去にあったために個人情報の非公開を求めていたにも関わらず、Ｂ市ＴＴＴ課のＥＥやＧＧ、Ｂ市Ｚ課のＡＡはこれを掲載し多大なる損害を被った。個人情報保護法違反である。また個人情報保護委員会はＢ市、石川県、ＳＳ社から個人情報が漏洩した報告はされていないと確認している。この件を担当職員やＳＳ社のＴＴ職員へ説明責任を果たすよう令和７年１０月より再三求めていた。また、個人情報をデータで非開示にするよう求めた。しかし対応していない為に石川県庁で「個人情報の漏洩の苦情を申し立てている」令和８年１月から６月までＳＳ社のＴＴ職員とＵＵＵ室長に面談を求めたが土壇場に言いがかりをつけられキャンセルが相次いだ。この事も石川県警は令和７年３月から理解している。この事から、審査請求人には了解を得ていない。

⑤第２・２・（２）の項

誤：審査請求人と物件Ａの所有者間で令和３年４月７日より建物賃貸借契約が締結されており

正：当時１８歳の無職の学生が賃貸契約は締結出来ない。保護者が契約するのが当然である。当時から長男がＡ市で住まいする資金は「日本学生支援機構で給付と貸与を利用していた」また、長男の奨学金は長男名義のＹＹＹ銀行へ入金されており当然ながら私は確認出来ないし引き出し

も出来ない。長男契約は２０２１年3月２６日に行っており。長男は当時、高校生であった。この事から、審査請求人と物件Ａの所有者間の契約では無い。実際に私は物件Ａに食事や家事や送迎や支払い等の世話をしに出入りはしていたが、Ｂ市で仕事をしており物件Ａには住まいしていない。

⑥第２・２・（２）の項

誤：申請書類が提出された令和７年１月２４日時点においても有効な契約であることが判明した。

正：長男がG社に拉致され、次男の大学共通テスト受験が令和６年１月１３日から始まり次男はH大学Ｉ学部を受験、しかし、必要な仮設は不当に断られ事業は停止し収入が途絶えた、そこで次男の学資定期を解約し自主避難した。次男の学資定期は、自主避難する為の資金ではなかった為に次男はH大学Ｉ学部のみ受験にかけていた。それ以外の資金は、みなし仮設が断られた為に尽きていた為。それに次男の受験環境を自らの資金で整える必要にかられた。これは間違いなく受験妨害である。その後、次男が合格した後に実父が死亡した。次男は運転免許も一年次に取得する必要があった。また入学準備も限られた資金で行った。「みなし仮設が断られた為に不必要な出費と先のわからない生活に精神的にも経済的にも相当に追い詰められた」。またＢ市役所では同時期にボランティアの要請も断ってきた。誤情報が出回り嫌がらせも受け訂正に２年以上も費やした。この事から解体せざるをえない自宅兼事業所をむやみに解体しても住む場所や仕事が無くなり更に困窮する。これらの不正を訴えて誤情報を訂正し「解体を待ってもらっている」それにも関わらず、Ｂ市や石川県は「みなし仮設」を私家族に供与しなかった。この事から、次男の奨学金をＡ市の生活に補填している。更新２年おきの為に令和５年４月に更新しており当時は長男が物件Ａに住まいしていた為に判明も何も当然の更新である。その後、令和７年５月にこの事件によって次男の住まいの為に更新し私は引き続きＢ市で復旧したり再建に向けて活動していた。そこに誤情報訂正や長男捜索や県警とのやり取り、県や市や業者や相続問題等、負担が重なり疲弊に疲弊し体調を大きく崩している。現在も不調である。

⑦第２・２・（３）の項

誤：自らの資力を以てしては住宅を確保することができない、には該当し

ないという言いがかり

正：震災後、断水・冠水・護岸崩壊・雨の日は冠水でまともに事業継続出来ておらず令和６年５月にやむなく半壊の事業所で半壊でも要望する顧客のみ、ご予約を承っている。売り上げは当然だが落ち込み５０万程となっている。固定費を支払えば赤字である。そして私は大学生を２名扶養している。自らの資力を以てしては住宅を確保することができない為に「半壊の液状化した自宅兼事業所で冠水しない日のみご予約を受けざるをえなく、また解体すると住まいや仕事が無くなる為に解体出来ない」また、生業再建の為の事業資金を生活費に費やし残はマイナスとなり生業再建にも多大な支障が出ている。解体しなければ再建がスタート出来ない。言いがかりをつけ我が家を路頭に迷わせ災害救助法違反以上の違法行為を悪意を持って行い続けている。これは行政という立場を利用した学生や事業者に対する虐待である。

⑧ 第２・２・（４）の項

誤：以下の①、②の理由からそれらの事実は認められない。

正：①既にＳＳ社に対し信頼関係は崩壊している。個人情報を漏洩され次男の受験も妨害し長男の行方不明にも関与している。この事から他の不動産物件で３名で１０万以内で「事業も継続できる一軒家（アパートでは事業不可）を契約しようとした。しかし、誤情報を被災者データベースで流されており複数の不動産会社が我が家は被災者では無い、や、長男がG社とトラブルになり行方不明になっている事を理解していた為に全ての問い合わせ不動産から断られている。その為にやむなく次男の住まいで申請する他無かった為である」また他の不動産業者は「G社は解散命令が出ている協会員」と令和６年１月から複数の関係者にいわれ恐怖を感じている。実際に「長男は連れ去られる」「他でもトラブルがある不動産だがいつもお金で見逃してもらっているから尚更危険」と聞いている。このように聞いた保護者が子に対し危機感を感じない訳がない。しかも、H大学Ｉ学部では毎年１名必ず学生が亡くなっている。不明の学生も複数いる。そのような状況で、これらの不動産が関与している可能性は否定出来ない。震災で明るみになっただけで毎回行っているのではないか？と嫌疑を抱かない保護者はいない。

②誤：成人２名

正：成人３名である

長男は現在も捜索願を受理されており警察にも「G社の物件Bに居るであろう長男の安否」を定期的に確認してもらっている。長男は現在も休学中だが捜索願を提出する前の令和６年５月７日に、長男失踪時前より面談を要望していた当時の学生支援委員長のN教授、当時の長男のチューター教員で長男に引っ越しを勧めたWWWW教授（令和６年１２月H大学退職、しかし協同研究はN教授らと継続中との事）に確認しようとした。しかし対応されずハラスメント相談室へ相談したところ、ようやく当時のO学務ＸＸＸＸ部長、Ｐ課長、N教授と面談。その内容は他文書を添付する。同時に「Q会」の事務員・会長からも連絡が途絶えた。また、「長男は大学を除籍されている」と虚偽の流布をされており隣の住民のＰＰＰＰさんからも確認した。ＫＫ法律事務所ＬＬ弁護士、G社MM（私や息子らを脅迫し、この問題の説明を聞きに訊ねると「長男は死んでも留年しても構わない」と私に令和６年１０月に発言。そして私を虚偽の通報を行い追求から逃れようとした人物）、石川県警署員、B市職員、B市社会福祉協議会、石川県E部からも同じセリフを確認している。また、審理員もまるで「長男が前から居なかったかのように長男失踪について援護している」罹災証明や震災直後の住民票や解体証明書、G社の契約書類を証拠提出しているにも関わらず、これを無視した内容にすり替え「長男失踪に関与している」

⑨第２・２・（５）

誤：自らの資力により住居が可能な住宅を有していると認められる

正：言いがかりをつけ私にみなし仮設を断り石川県やB市のデータでは利用しているとなっていた事が明るみになり、隠蔽する為に元知事の印を用いて虚偽の「石川県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」を作成し、B市Z課から送付してきた。その際にB市Z課のＢＢ課長（２年半対応を拒否した）、ＡＡは違法行為を行った私の実母を逃がすために実母には仮設を提供し被害者の私家族にみなし仮設を断り我が家を追い詰めた。これも災害救助法違反以上の違法行為に該当する。住居は次男が奨学金を利用して生活しており当然ながら私の通帳から家賃が引き落とされている為に生業再建に利用する資金及び父の残した財産全てを投入する必要にかられた。このような虐待が許されるわけはない。

⑩第２・２・（６）の項

誤：上記のとおり、関連法令に従って適正に行政処分を行っており、本件処分に何ら違法又は不当な事実はない。よって、審査請求人が主張する

行政処分の取り消しの理由に認められる点はなく、本件請求は棄却されるべきである。

正：処分庁の主張は、これまでの審査請求人らの証拠や訴えを無視し、事実にない供述を並べ立て不当に審査請求を棄却させ、何か他の事項も隠蔽している。違法行為が疑われる。

⑪第２・２・（７）の項

誤：本件処分に関わった処分職員が行ったとされる不正行為等について主張しているが、当該行為の事実の有無が本件処分の判断に一切の関係がない

正：処分庁（前石川県知事）及びその職員が行った不正行為等は、本件処分の判断に大いに関係がある。実際に、石川県やＢ市のＪＪ課、Ｚ課、ＦＦ課のみで誤情報が出続けており、それを訂正していない。また、個人情報も非開示にせず謝罪もしない。相当な悪意が無いと出来ないことであり、このような処分庁の勝手で審査を継続すれば被害が増大し私や長男、次男は引き続き危険にさらされる。また、これらについて処分庁が発言を差し控え続けていれば違法行為に加担したと嫌疑を持たれても不思議ではない。

⑫第２・４・「３の項

誤：一貫して関係職員の不正行為について言及することに終始していたため、処分庁が「自らの資力を以てしては住宅を確保することができない」に該当しないと判断

正：事実無根である。証拠や主張を無視した勝手な行為であり重大なハラスメントである。私家族は２０１４年９月より母子家庭である。離婚後、事業所をリニューアルし婚姻前の年商４０００万サロンに近づける為に順調に売り上げを伸ばしていた最中に、顧客に扱し嫌がらせ行為を行った人物が複数いる。現在の石川県庁ＹＹＹＹ委員長のＺＺＺＺ弁護士が２０１９年に調査し、その原因はＢ市ＡＡＡＡＡ歯科で起こった治療過誤もしくは業務上殺害未遂である。それらを隠蔽する為にＡＡＡＡＡ歯科は多数の歯科医を巻き込み共犯にさせ、自身の犯行が明るみにならないよう他医院で治療させないよう行政職員及び弁護士等にも協力を依頼し私の誤情報を流し治療をストップさせた。また、当時２０１７年１０月にＢＢＢＢＢ病院口腔外科を受診したところ逆上し、私に夜中の２２時３０分頃、１５回以上迷惑電話をかけ当時、小学生・中学生だった私

の子等にも私にも恐怖を与えた。その後、ＡＡＡＡＡ歯科はＢＢＢＢＢ病院口腔外科のＣＣＣＣＣ医師に対し治療中に医局へ架電し「私を治療しないよう促した」。その後、ＣＣＣＣＣ医師からも治療過誤を受け、その相談をＢ市役所ＦＦ課へ行ったところ石川県ＮＮ相談へ相談するよう、ＧＧに勧められる。当時の相談員ＤＤＤＤＤより「ＢＢＢＢＢ病院を訴えろ」とそそのかされた。私は「治療が優先」と難色を示したが、その後、誤情報が流出し治療に支障が出ている。その際に、ＥＥＥＥＥ病院、石川県警、石川県教育委員会含む石川県にある私の情報を開示した。その一部を添付する。長男と小学校・中学校・高校・大学と同期生であったＡＡＡＡＡ歯科親族より長男は虐めに遭っている。また、他の学生や職員や教授も巻き込み「以前から長男を大学から追い出そうと嫌がらせを長年おこなっていた」この事からも、長男が行政職員や一部大学教授からハラスメントを受けるきっかけになっている。一部警察もこれらに関与した。長男失踪時に「Ｇ社はＦＦＦＦＦ支部長」「Ｂ市の長男を高校野球時に陥れ名誉毀損したＧＧＧＧＧ郵便局はＨＨＨＨＨ支部会計」だった。

他にも長男失踪前の令和５年１１月２４日にＢ市議のＩＩＩＩＩ氏と面談している。その後、長男は行方不明になり大学を除籍させられそうになり、長男失踪後にはＩＩＩＩＩ市議とは連絡が取れていない。またＩＩＩＩＩ市議と交流があった元石川県知事及びＢ市長はこの事件について無視している。私は、ＲＲＲＲ市議が元知事を応援している立場から、この審査請求について相当な気遣いを行った。しかし元知事室へ訪ねた事もあったが完全に無視し私家族を追い詰めた。確かにＲＲＲＲ市議派閥とＩＩＩＩＩ派閥は対立しているかもしれない。しかし、何故このような事件にまで発展するのか不可解である。

⑬第２・４・（２）の項

誤：３名で居住するためには物件Ａでは部屋が足りない。

正：当初、処分庁は物件Ａを３ＬＤＫと事実誤認している。その誤解を解くために２ＳＬＤＫの図面とＳＳ社の賃貸募集のチラシを添付した。Ｓの場所は他の部屋では洗濯物干場として利用されている。また分譲マンションは全ての部屋が同一設計では無い。確かに３ＬＤＫやそれ以上の部屋も存在するが、処分庁や審理員が言いがかりをつけている原因は分譲マンション賃貸契約を知らずに、登記からオーナーが男性であった為

に、オーナーとの関係者を誤認したのではないか？という疑念も残る。長男も次男もH大学へＳＳ社の物件Ａの賃貸契約書を正式に提出し、それが日本学生支援機構まで届いている。G社やＤＤＤＤ社は賃貸契約書を大学へ提出しないよう長男・次男を騙している。大学に賃貸契約書を提出されると不正が明るみになる為である。このような不動産が「学生支援を謳って過大広告を出し学生を騙し勉学妨害以上の悪質な行為を繰り返している」即刻、資格停止処分にするべきである。学都いしかわである学生の安心安全な生活や勉学を妨害する行為である。また、元知事は元文部科学省大臣でもあった。自身が施行した日本学生支援機構の奨学金制度が学生の本分ではなく不動産の利益になっている事について、言及しないというのは不審である。

この事から、「部屋が足りない」というより事業を継続できる物件で尚且つ、ＳＳ社のＴＴ職員やUUU室長には不信感しかない為、他の物件で事業継続できる一軒家を希望していた。「みなし仮設を利用し解体し再建出来るまで収入は無い」また、私の事業の一つは内閣府管轄の認定業を運営している。そのテキストを監修された先生は総理の主治医である。この事も処分庁や一部石川県・Ｂ市職員らが認識の上か不明である。断じて事業を停止する訳にはいかない。

⑭第３・１・（２）の項

我が家はこの要件に当てはまっている。しかしそれを認めようとせず被災者に対し言いがかりをつけ続けている。

⑮第３・１・（３）の項

誤：原則的に経済的な要件等は課されない、としている

正：そういいながらも虚偽の通知書では経済的に余裕がある世帯として断ってきている。処分の辻棲がとことん合わない

⑯第３・１・（４）の項

誤：比較的経済的に恵まれ、自ら住家を再建できる者～

正：「経済的に恵まれ」の指針が曖昧である。繰り返すが我が家は２０１４年９月から母子家庭である。それ以前の２０１２年から元夫とは別居しており子等を育てるための資金も一円も受け取っていなかった。また、婚姻時は元夫の金銭感覚から我が家は離婚前より困窮していた。支払えない家や車を購入し他にも無駄な出費が元夫は若年期より多い人物であると婚姻後に確認している。また、自宅兼事業所である為にサロンの顧

客に対しセクハラ行為もみられた為、他店舗に異動し事業を継続してきた。元夫やその関係者からの嫌がらせは後を絶たず、共有名義共有財産、連帯債務者であった私の自宅兼事業所であった、ＪＪＪＪＪ住宅は、元夫の不貞行為家族に乗っ取られている。この時点で１６００万程、損害が出ている。その相手方へは未だ訴えを起こしていないが、その女性家族や関係者は私に訴えられないよう逃げていると聞いている。私や子等の大切な家や環境を奪い一切の謝罪も無い。それが元夫とそのパートナーらである。２０２１年１０月、長男の学資保険を無断で解約しその女性に使用したとしてＣＣＣ裁判所へ学資保険の返還請求と慰謝料を請求する調停を長男と起こした。しかし、一円も支払われなかった。その後、長男は行方不明になっており元夫はＩＩＩＩＩ後援会へ当時は入っていた。どこまでも被害者の親子に対し更なる苦痛を与えるような処分庁（元知事）では、元知事が目指していた「日本一幸せ度が高いランキング１位」は難しい。

⑰第３・２・（２）の項

誤：長男の奨学金等を物件Ａの家賃に充てている

正：長男の奨学金はこのトラブルで令和７年４月より停止している。それに長男は物件Ｂに令和５年１２月から住まいしていた。この事から長男の奨学金を物件Ａの家賃へ充てているという事実はない。出鱈目であり正しく審査を行っていない事が容易に推測できる。

また長男はＮ教授に精神科へ送られて以来、様子がおかしい。また、その担当精神科のＵ医師も、長男が誕生時よりアレルギーがあるにも関わらずインフォームドコンセントを怠り私に薬の確認をしていないまま処方している。しかも論文も提出し出世した。これは同意の無い「他事目的随伴治療行為」の可能性が高く長男や親族である私の人権も侵害している。これについても警察へ以前より相談している。再三、説明責任を行うようＴ病院精神科のＵ医師及び、精神科へ送り込み「長男を強制入院させる！」と私を脅したＮ教授は令和６年１１月１３日を最後に対応拒否している。

「本人の意思」と逃げ口上だが明確な本人の意思が確認できる正常な健康であるＤＤＤ学部生が３年も大学へ行かなくなる訳がない。長男は、幼少期より先生方からギフテッドといわれている。これまで数々受賞し学業やスポーツ共に励んできており地元紙のＫＫＫＫＫ新聞でも掲載されている。その未来あるＤＤＤ学部生を潰した罪は大きい。また、それらを擁護

する者もすべて罰せられるべきである。また、次男について周囲より長男同様ご心配を頂いている。引き続きH大学や警察や各省庁には進捗状況を報告し相談している。総務省・国交省では警察へ相談するよう促された。また令和８年１月にH大学Ｉ学部へは要望書を提出している。

⑱第３・２・（２）の項

誤：違法・不当な点は認められない

正：違法・不当な点は多々ある

審理員の述べる、生活困窮のみを理由に仮設住宅の要件を満たすものではない。とあるが、その他の条件も満たしている。執拗に行政の立場から精神的、肉体的、経済的、社会的に追い詰めハラスメントし我が家を更に追い込んでいる。これはハラスメントを通り越した殺人行為である。

⑲第３・２・（３）の項

誤：整合性に齟齬がある

正：整合性に齟齬があるのは審理員の意見書及び処分庁の弁明書である。すぐさま処分庁の判断を覆すべきである。繰り返しになるが処分庁は不正に必要のない個人情報を私に確認無く搾取しＥ部の被災者データベースへ無断で掲載し、我が家の虚偽の個人情報を流布し義務を怠り被災者の再建を妨害した。これにまつわる多大な人権侵害の被害に家族で遭っている。繰り返すが私は母子家庭で歯科治療の過誤や嫌がらせから２０１１年頃より左半身が痺れている。また、歯のかみ合わせも悪いまま不必要にインレー等を外され、そのまま放置され症状は悪化。現在は真っ直ぐ歩行できず業務上の要である圧を行う場合にも歯が原因で身体に歪みが生じ不調が続いている。それが原因で売り上げが半分以下に落ちこんだ所にコロナ禍、能登沖地震、能登半島地震、能登豪雨である。そして更にこの事件で我が家を追い詰めた。これらの認定・通知は違法行為であり不当である。

⑳第４

誤：法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

正：行審法第８１条第１項又は第２項の機関に諮問しなければならない。

審理員は、G社やＳＳ社やＤＤＤＤ社など、それぞれについては全く発言していない。何か問題があるのではと推察される。

また本日のＫＫＫＫＫ新聞を添付する。これらに関わっている可能性も否定出来ない。これまで処分庁やＢ市一部職員は被災者に対し言いがかり

をつけ人権侵害し多大な損害を加えた。速やかに審査請求人に対し処分庁は謝罪し、審査請求人に対し支援されるべきだった家賃とそれに係る負担金を全額弁済せよ。

本日の新聞では、応急仮設が４年に延長される予定である。処分庁は速やかに虚偽の通知書を取り消すことを強く要望する。またこの事から相当な苦痛が生じ生活や仕事に多大な支障が出た。処分庁及びＢ市役所は速やかに謝罪し、従業員の研修を行いガバナンス体制の強化を図れ。

速やかにこれら一連の事件を解決し、被害を防止し二度と再発しないよう石川県全体で真摯に受け止め取り組まなければならない。当事業所の再建完了まで令和８年７月より利用できる「応急型賃貸住宅を生業再建完了するまで提供」するよう強く要望する。